

# 室 報



人権問題研究室に寄贈された砂澤ビッキ氏作の木彫りのレリーフ

## ◀目次▶

真に求められる生活支援機器の 普及を目指して ……………	2	書評『自分らしい終末や葬儀の生前準備』…	8
多文化共生の取り組みの最前線で 一浜松市の事例から……………	4	新研究員紹介 ……………	9
砂澤ビッキ木彫作品が 人権問題研究室に来るまで ……………	7	公開講座、編集後記……………	12

# 真に求められる生活支援機器の普及を目指して

倉田純一

関西大学における工学分野と医学分野の連携、すなわち「医工連携」事業は、既に20年の歴史を刻んでいる。システム理工学部機械工学科（旧工学部機械工学科・機械システム工学科）が中心となって始まった医工連携は、「流体機械」という着眼点により体内、特に、循環器系を研究対象とする流れと、「生活環境中にある個体である人間」という着眼点により体外、特に、生活支援機器を研究対象とする流れ、「人間の持つ知覚・感性・感覚の理解」という着眼点により知覚・感覚機能の計測を研究対象とする流れに大別できる。本報は、一連の生活支援機器の研究開発の成果として、2016年11月に上市した「トレーニング用足踏み式車いす」の普及に関する技術的側面以外の障壁などについて述べる。

「足踏み式車いす」のアイデアは、2003年に「生活環境中にある個体である人間」という着眼点により開始された、関西大学先端科学技術推進機構「生活支援工学研究会」で発案された。この車いすの開発コンセプトは、「車いすの長期利用により発生する高齢者の廃用症候群を防止し、脚力の維持を目的とした簡易トレーニングが可能な車いす」である。施設利用においては、高齢者の転倒防止のため車いす利用が多いが、長期に利用すると脚力が急激に減少し、起立さえ不可能になる場合がある。そこで、施設での

安全な移動のための車いす利用を制限せず、かつ、日常的なトレーニングによって脚力を維持する目的で足踏み運動をさせる機能を付加した。また、足踏み運動によって低速であるが車いすを移動させることにより、トレーニングに対するモチベーションの向上を図った。第1試作機と上市された最新機の写真を次に示す。

外見では、第1試作機では機械機構部分が露出しているが、最新機ではペダル以外は小型化されている。これは、第1試作機が歯車やベルトなどの動力伝達要素を使用しているのに比べ、最新機では協力企業の有する液圧技術を取り入れた動力伝達となっているためであり、機械部品が大幅に削減された結果による。これにより利用者に、より触れやすい感覚を与えている。また、シートの色も明るくし、利用環境の改善も図っている。機能では、バックができなかった第1試作機の欠点を改良し、ギアの接断により容易にバックできるようにし、利用者の要望に応えた。また、不使用時の折り畳みについても強い要望があったので、これを実現した。

これらの改良点は、第1試作機製作時より継続して出展している福祉機器展示会「バリアフリー展」において、一般利用者の試乗によって得られたものである。本機械の開発コンセプトには



図1 第1試作機



図2 最新機 (Joyfum)

多くの試乗者などによって賛同されており、障がい者・高齢者が真に必要なとしている生活支援機器としての評価が得られていると考える。また、当事者の使用感や不満足点の改良によって機能の向上も図ることができているため、「真に求められる生活支援機器」に近づいたと考えている。

上市後、協力企業と共に普及（販売）に努めているが、その成果は良くない。「真に求められているはずの生活支援機器」を普及させるために障害になっていると考えられる要因が次の3点である。

1. 筋活動評価によるトレーニング機械としての効果の証明
2. 長期使用によるトレーニング効果の証明
3. 介護保険制度による販路開拓の困難さ

#### ○筋活動評価によるトレーニング機械としての効果の証明

トレーニング機械として活動させることのできる筋肉部位とその強度の評価が、まず第1に示さなければならないエビデンスである。これについては、学部学生や企業労働者などを被験者として実験をすることが可能である。しかし、人間を被験者とする実験であるために、各組織の倫理委員会の承諾を得なければならない。特に、十分な脚力を持たない高齢者などを被験者として実験する際には、インフォームドコンセントを含めての対応が必須であり、データ取得前に長期の準備期間が必要となる。

#### ○長期使用によるトレーニング効果の証明

施設での利用を想定すると、入所費用に見合う効果として定量的な評価が求められる。一定期間の利用により、筋力の維持や向上がどれだけ行われたかの評価が、導入の可否を決定する。施設へ導入の依頼をするとトレーニング効果についてのエビデンスが求められるが、エビデンスが得られるだけの長期使用を許可する施設を探すときにも同様のエビデンスが求められる。施設においてトレーニングやリハビリの効果がないものは導入し難く、効果の有無が明確でない新しい機器はコンセプトには賛同されても、導入は敬遠される傾向が強い。こ

のため、施設への導入は、効果の証明をするための定量的データの取得が困難であるため、進まない状況にある。

#### ○介護保険制度による販路開拓の困難さ

展示会などでの試乗によると、個人での導入希望の声が多数寄せられる。しかし、購入金額が定価のままであると知ると、一気にその意欲が失せてしまう。特に、介護保険が適用される福祉機器のカタログに掲載されているか否かが、導入の大きな判断基準となる。すなわち、介護保険によって補助が受けられるか否かが、一般利用者の大きな判断基準となっている。協力企業は、マテリアルハンドリング機器の製造業者であり、福祉機器業界への参入は初めてである。そのため、介護保険の利用を想定した販路について理解が乏しく、「良い商品」として多くの声を得ながら利用者の手が届く範囲に商品を置くことができていない。介護保険は、高価な福祉機器でも手軽に使えるようにする一方、結果的に手軽に使える機器とそうでない機器とに区別して、新規参入企業にとって高いハードルを作り出していると言える。

従来にない新しい機能を有する福祉機器、利用者が真に必要なとしている福祉機器を開発するため、長期間にわたり利用者の意見を蓄積して改良を重ねた機器は、利用者によって開発コンセプトは高く評価されるものの、介護保険の利用を前提とした現在の福祉機器市場においては利用者の選択肢となることが困難である。介護保険による機器導入は経済的支援が得られる点で利用者メリットがあるが、その経済的支援が適用される機器はカタログ掲載の段階で選別されており、新製品の早期普及には妨げとなっている。そのために、新規参入企業などにとっては、機器の使用効果の評価方法を含め販路獲得の大きな障壁となっている。この解決のため、公的な福祉機器評価機関による、高齢者などを被験者とした定量的評価過程の策定が必要であると考えられる。

(システム理工学部准教授)

# 多文化共生の取り組みの最前線で

—浜松市の事例から—

宮本要太郎

人種・民族問題研究班では、2017年度まで「多文化共生社会に向けた教育に関する研究」に取り組んできたが、その研究を継承する形で2018年度からは、新たに「多文化共生社会実現のための諸課題に関する総合的研究」を標題とするプロジェクトを展開している。現代日本社会においては、外国籍住民の増加という形で多文化化が進行しているが、地方自治体や学校などの現場における対応の遅れが指摘されている。一方、欧米をはじめ世界各地では難民の人権侵害が深刻な問題となっている。このような状況を打開する方策を探るべく、人種・民族問題研究班は、移民や難民などホスト社会の周縁部に置かれているエスニック・マイノリティとの共生を可能にするための多様な教育的方策に関して、日本を中心にしつつ欧米やアジア諸国との比較を視野に入れた調査に基づいた実証的研究を通じて、できるだけ包括的に明らかにすることをめざしている。かかる問題意識のもと、2018年3月6日（火）に、浜松市において多文化共生の取り組みを進めている2つの団体を訪問した。その調査について報告したい。

## ・外国人介護人材の育成（グローバル人財サポート浜松）

一般社団法人グローバル人財サポート浜松の代表を務める堀永乃さんには、2016年12月の研究学習会で、「外国人介護人材の育成と課題～外国人集住都市浜松の過去と未来」と題して発表していただいた。外国人の介護人材を育成するという困難な事業にチャレンジしながら、合わせて多文化共生の持続可能な社会づくりを目指す取り組みは、大いに関心を引くものであった。その時から実際に現地で実践を拝見したいと思っていたが、2018年3月ようやく訪問することになった。

あいにく堀さんは東京出張で不在だったが、あらかじめ打ち合わせておいた通り、事務局の

鈴木淑恵さんから、2時間近くにわたってお話を伺うことができた。以下、その内容の骨子を紹介する。

グローバル人財サポート浜松が設立されたのは2011年だが、それ以来、主として取り組んできたのは人材育成であり、とりわけ外国人の介護人材と「多文化コンシェルジュ」の育成に力を入れてきた。

外国人の介護人材を養成しようと考えたきっかけは、2008年に発生したリーマン・ショックの影響で経済状態が悪化し、派遣切りが頻発して、日本に出稼ぎに来ていた多くの外国人労働者が仕事を失ったことにある。その結果、多くの外国人が帰国していった。たとえば、リーマン・ショック以前は、多い時にはブラジル人だけでも浜松に2万人近く住んでいた時期もあったが、現在は1万人を切っている。

しかし、すでに日本に家庭を持ち、容易に帰れない人たちもいる。そのような人たちが安定して仕事を得られる近道として、需要が見込める介護の資格を取るための支援事業を思いついた。介護現場での人材は今後不足が見込まれており、外国人の介護人材の育成は国の政策とも一致する。また、在留外国人が高齢になれば、母国語が通じる介護者の方が介護に向いている。

当初は介護ヘルパー2級の資格を目指す講座を開設し、初年度には9人が受講した。その後、介護職員初任者研修へと展開し、すでに終了した人が介護福祉士などに合格して、講座を手伝ってくれる人もでてきた。受講者の国籍も、ブラジルやフィリピンのほか、インドネシア、ペルー、ベトナムなど、多様である。

介護の現場での仕事はきつく、日本語で苦勞することも多いが、職場では、逆に外国人スタッフがいて、分かりやすい日本語で説明することを心掛け、それが全体のスムーズな意思疎通に役立っている。また、性格が明るい彼女たちは、とくにショートステイなどでは好ま

れるようである。もちろん、日本語での苦勞をはじめストレスを抱えている人たちも少なくないが、同じような仕事に従事している人たちのための交流の場を提供しており、そこでの出会いや情報の共有がメンタルケアの役割を果たしている面も見られる。

・「多文化コンシェルジュ」（グローバル人材サポート浜松）

「多文化コンシェルジュ」とは、日本人に対して自国の文化を、また外国人には日本の文化を伝えることができる文化の「案内人」であり、文化庁の委託（「生活者としての外国人」のための日本語教育事業）を受けて、5年前にスタートした。

1年目は介護に役立つ日本語を教え、2年目からはある程度日本語ができる人（1級など）や、高度な能力を持つ人たちに活躍の場を提供するため、単に日本語能力を伸ばすだけでなく、日本人と外国人住民との懸け橋として身につけてほしい知識を学べる場を目指している。

3年目からは日系人たちも受講し始めたので、ニューカマーに日本語を教えたり、長く日本に住んでいるのに日本語ができない人たちに関して調査し、ポルトガル語で日本語を教えるような講座も開いた。最近では親子教室型も開設し、去年あたりから技能実習生が受け始めている。また、地域の子どもたち向けに水鉄砲大会を開くなど、ボランティアの日本人学生を交えたイベントも企画している。

文化庁の委託で日本語を教えるのは今年で終わりだが、この春からは浜松市からの委託で次世代育成に取り組む。次世代の「多文化コンシェルジュ」の育成に展開していくことが期待される。

今後の課題としては、外国人（特に子ども）を排除しない地域づくりを進めていくことが挙げられる。場所によっては日本人と外国人の交流が盛んだが、そうでない場所も多く、地域差が大きい。そのような格差をなくしていきたい。

・多文化共生のまちづくりを目指して（浜松国際交流協会）

午後は、公益財団法人浜松国際交流協会(HICE)を訪問し、主幹の松岡真理恵さん（多文化共生

コーディネーター）と鈴木恵梨香さんから、浜松国際交流協会の主な事業について説明を受けた。

浜松国際交流協会は、浜松の国際交流を推進する母体として1982年にスタートし、36年目を迎えている。その間、さまざまな人や団体とつながりながら、多様な人々の交流の場を生み出し、共生のあり方を模索してきた。浜松市は、この地域にあるスズキ、ホンダ、ヤマハなどの工場で多くの日系人を雇用したことなどから、ブラジル人を中心に多くの外国人が居住するようになった。外国人登録者数が最多だった2008年には33,702人に達したが、リーマン・ショックの後いったん落ち込み、最近ではまた増加に転じている。2018年5月1日時点で、浜松市の総人口804,968人に対し、外国人住民の数は83カ国の23,204人である。

HICEは、浜松市在住の外国人住民の増加を受け、多文化共生のまちづくりが喫緊の課題となったところから生まれてきた。現在は、多文化共生センターと外国人学習支援センターの2つの拠点を軸に事業を展開している（実は堀永乃さんもかつてHICEで日本語コーディネーターをしていて、その時に日本語講師だった鈴木淑恵さんと出会った）。



クリエート浜松（浜松国際交流協会はこのビルの4階）



クリエート浜松（浜松国際交流協会はこのビルの4階）

HICEの2018年度の重点事業は、1. 次世代支援、2. 多様性を活かす、3. 防災、であり、それらを推進するために、国際交流の語学講座としてポルトガル語（初級、初中級）、フランス語（初級）、ベトナム語（初級）、英語（中級・上級）、インドネシア語（初級）、スペイン語（初級）を開設するだけでなく、多彩なイベントや各種講座を提供している。イベントの事例としては、「多言語de世界のクッキング体験」、「外国にルーツを持つ青少年のための仕事発見セミナー」、「外国人留学生のための日本企業就職セミナー」などを提供、また、講座としては、「日本語ボランティア養成講座」、「災害時多言語支援ボランティア研修」、「日本で起業するための

セミナー」（ポルトガル語）などが開設されており、語学講座以外は基本的に無料である。

2つの団体を訪問してみて感じたのは、どちらも多文化共生社会の実現のために多様な事業を展開している点では共通しているが、浜松国際交流協会の方は、官民が連携しての事業が目立つのに対し、グローバル人財サポート浜松の方は、官から一定の距離を保ちながら草の根レベルでより自由な活動を目指しているように感じた。その違いは、前者においては外国人住民がどちらかという「ゲスト」であり、それを「ホスト」としてのHICEが受け入れるような構造に見えるのに対し、後者の場合は外国人住民にも主体的な取り組みを促す点で、より緊密な「共生」を模索しているように思えた。このような「2層構造」は、多文化共生社会を実現する上で生じてくるさまざまな矛盾や問題点に関して、相互補完的な機能を果たしていくことが大いに期待される場所であり、今後も注目していきたい。

#### 【参考文献】

多文化共生事例集作成ワーキンググループ『多文化共生事例集 2017～共に拓く地域の未来～』総務省、2017年。

公益財団法人浜松国際交流協会『世界の人と暮らしてー浜松国際交流協会 35年のあゆみー』公益財団法人浜松国際交流協会、2018年。

（文学部教授）



浜松国際交流協会のオフィス

# 砂澤ビッキ木彫作品が人権問題研究室に来るまで

石元清英

2013年、人種・民族問題研究班の飛田雄一委嘱研究員を通じて、2012年に亡くなられた山本次郎弁護士のご遺族から、山本弁護士が所蔵されていたアイヌ民族問題関連蔵書の人権問題研究室への寄贈の申し出がありました。山本弁護士は、1976年に最高裁で議員定数不均衡訴訟の違憲判決を勝ち取ったのをはじめ、1996年の参議院大阪選挙区違憲状態判決など、一票の格差の大きさが憲法に違反しているという違憲訴訟に数多く取り組まれてきました。こうした弁護士活動の一方で、アイヌ問題に大きな関心をもたれ、それに関する文献を収集されてこられたそうです。当研究室としては、山本弁護士がどのような文献を所蔵しておられたのか、知らせてほしいとお願いしたところ、山本弁護士のお連れ合いの山本初代さんから詳細な蔵書目録が送られてきました。

当研究室には、これまでアイヌ民族問題を専門に研究する研究員はいませんでした。人種・民族問題研究班が2001年に北海道でアイヌ民族に関する調査を実施したり、研究学会でもアイヌ民族問題をテーマに何度か学外の研究者から報告を受けてきました。そうしたこともあり、これまでアイヌ民族に関する書籍の購入を続けており、それなりの蔵書数となっていたのですが、山本弁護士の蔵書の目録をみると、当研究室が所蔵していない文献がかなりあることがわかりました。

山本弁護士の蔵書に関しては、当研究室所蔵の文献と重複するものを除く蔵書を受け入れること、そして、山本次郎文庫として別置するのではなく、利用者の利便を考慮して、寄贈された蔵書には蔵書印を入れ、書架に配架すること、この2点を受け入れ方針とし、幹事会の了承を得ました。そこで、山本初代さんに当研究室にお越しいただき、研究室を案内し、研究室の概要を説明しました。そ

して、当研究室の受け入れ方針を山本初代さんに伝え、ご快諾いただきました。こうして寄贈いただいたアイヌ民族問題関連文献は、83冊にのぼり、それらを図書資料室に配架したのです。

以上が山本弁護士の蔵書の寄贈を受けた経緯ですが、そのときの室長であった私は、とくに何をしたいというわけでもないのですが、山本初代さんからお世話になったお礼として、木彫りのレリーフをいただきました。これは著名な彫刻家である砂澤ビッキ氏（1931年～89年）の作品で、少女の横顔を彫ったものでした。砂澤氏はアイヌの両親のもとに北海道旭川に生まれ、22歳の時の木彫を始め、多くの木彫作品を制作し、日本各地や海外で展覧会を行った作家でした。

私個人がいただいたものとはいえ、著名な作家の作品で、美術的な価値があるものなので、私がかかっているより、人権問題研究室が所蔵し、研究員をはじめ、多くの方々にご覧いただくほうがいいと考え、このたび幹事会の承認を得て、室長室に展示することになりました。また人権問題研究室に行ったことがないという方も、この機会に人権問題研究室にぜひお越しください。

（社会学部教授）



## 書評

# 『自分らしい終末や葬儀の生前準備』

(源 淳子著、あけび書房、2017年11月)



評者：酒井 千絵

本書は読者が、著者自身の経験をたどりながら、読者が自らの「生老病死」について考えるきっかけになる、そんな本である。おつれあいの闘病と死を経験し、喪失感に苦しむ著者を助けてくれた友人たち自身が、家族の死や葬儀に今も不満や怒りを感じていることを知った著者は、この本を書くことで自らの喪失感に向き合うとともに、個人的経験をすべての人に必ず訪れる「死」を考えることが、なぜ多くの人にとって難しいものになっているのかという普遍的な問いと知識へと高めている。

1章「『病』をどのように捉えるのか」、2章「『死』をどのように考えるのか」では、介護と別れの実体験が綴られている。医師からの余命宣告とは、「死」が具体的な将来に訪れると知ることである。だが実際にはその後も「生」は続く。病人に死を前提にした話をするのは「不吉」だと躊躇したまま、当事者の遺志を確認することなく死を迎えてしまうことも、その「生」の期間に死への向き合い方を家族で話し合っただけで共有する機会を持つこともできるのだ。続く3章「お葬式を考える」、4章「戒名を考える」、6章「お墓を考える」では、葬儀や供養の具体的な手続きが友人の経験との比較を交えて示されている。仕事や家族関係を主体的に生きてきた友人たちでさえも、親や配偶者などの看取りと葬儀に対して苦い思いを抱えていた。それでは、著者と友人たちの経験を分けたのは何か。著者が葬儀会社や周囲の意見にも動じず、事前に決めた条件で、葬儀をすすめることができたのはなぜだろうか。

1つは、寺に生まれ、得度して僧侶の資格も持っている著者は、仏教の教えを基礎に、自分自身の死生観を持っていることにある。私は本書を読むまで、通夜や葬儀を行わない「直葬」、収骨をせず、墓を持たない供養のことを知らなかった。葬儀の意味や儀礼の意味を深く考えてきたことはなく、葬儀社や寺の言うことや、周囲の習

慣に合わせてきたに過ぎない。著者は親鸞の教えを度々引用し、自分の死生観を説明している。親鸞は「死後に何かがあると考えて、それをあてたよりに死んでいくのはありません」[p.171]と述べているようだ。近年は、墓にこだわらず、散骨や樹木葬など、新しい供養の仕方も話題になっている。しかし著者はヒット曲「千の風になりたい」をとりあげ、ここでは様々な場所で故人が見守ってくれるという歌詞から分かるように、依然として死者とつながっていたいという思いが歌われていると指摘する。著者の友人たちが葬儀社の提案を拒めなかったのも、死者との生前の関係を重視する感覚とつながっている。

さらに、著者がフェミニズムやジェンダーの視点から家族について研究、教育に携わってきた経験が、このような死生観に影響を与えている。フェミニズムは友人たちの苦い経験も、死や葬儀が個人のものではなく、家族や親族、さらにそれを取り巻く社会からの評価と深く結びついていることを明らかにする。著者は両親の葛藤や自身の離婚を経験し、女性が個として自立することの重要性と難しさを感じてきた。7章「看護に必要なこととは」、8章「わたしの死後をどうしてほしいのか」では、自分や家族の病や死にあたって、配偶者や子といった家族だけに依存するのではなく、友人を大切に、相互扶助によって困難を乗り越えてきた経験が描かれる。このエピソードには、家族を血縁や婚姻の中に閉じるのではなく、より選択的で主体的な縁へと開いていくフェミニズムの力を感じた。

本書で病、老、死にかかわる様々な経験を読むと、死と向き合うとは生きることなのだと思うされる。私自身はまだ両親が執り行う祖父母の葬儀や供養を傍観してきただけだが、今後老いと病を経て、死に向かう自分の生き方について、きちんと考えておかななくてはならないと本書に教えられた思いである。

## 新研究員紹介



### 浅野 宣之

このたび人権問題研究室委員に着任いたしました、政策創造学部の浅野と申します。宜しくお願ひいたします。障害者問題研究班に所属いたします。

専門はアジア法、比較憲法学で、主にインドを中心とする南アジア諸国の法制度を対象に研究をしております。これまで、主にインド憲法の改正に関わる問題や地方制度の法的側面、司法制度などについて研究を進めてきましたが、この10年ほど日本貿易振興機構アジア経済研究所でのアジア諸国における障害法についての研究会に参加する機会が与えられ、インドにおける障害法について雇用、教育、ジェンダー、アクセシビリティなどの観点から検討してまいりました。

インドでは1995年にいわゆる障害者法が制定されていましたが、2007年の国連障害者の権利条約批准にともない、国内法整備の必要性が出てきたことから、2016年に障害者の権利法が制定されました（なお、和訳は「インド2016年障害者の権利法」として『関西大学法学論集』第67巻第5号（2017年）に掲載させていただいております）。この2016年法は、1995年法よりもさらに詳細に、障害がある人々の権利保護について定めた法律となっています。今後、これの運用が期待されるところです。

この2016年法では、法に基づく権利保護の対象となる障害種別について、1995年法よりも拡

大し、運動障害に含まれるものとして「ハンセン病治癒者」「酸による被害者」なども挙げています。

ハンセン病といえば、私が約30年以上前の高校生時代に、岡山県のある療養所に高校からの社会奉仕プログラム（当時はそう呼ばれていました）で3泊ほど泊まり込み、ペンキ塗りなどの作業をしたことを覚えています。その際、カトリック信者の入所者の方が、『聖歌集』をすべて誦んじておられたことが印象に残っています。その療養所を訪問したのは2度ですが、そのうち1回は高校が交流相手としていたインドの学校や施設を訪問する旅行に受験生であるという理由で参加を断られたため、そちらに行ったのでした。そのときにインドに行けなかった思いをもとに大学時代にインドに行き、そのままインド法研究につながっていったのですから、経験はどうつながるか分かりません。さて、旧優生保護法下でハンセン病患者に対して実質的な強制不妊措置がとられていたことが人権問題とされていましたが、インドでも強制不妊または中絶手術の問題は存在しています（障害者に対する同様の措置に関する判例を取り上げて「インドにおける女性障害者の現状—法制度からの検討」小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別—人権確立の観点から』アジア経済研究所研究双書No.629所収（2017年）を書きました）。インドにおける人権問題と、日本における人権問題とは社会的背景は違えど共通する点があります。今後、日本での経験をもとにインドについて、あるいはインドでの経験をもとに日本について、権利保障のあり方を考えていきたいと思っています。（政策創造学部教授）



### 岡本 工介

本年度より人権問題研究室部落問題研究班に参加させていただくことになりました。

私は大阪府高槻市富田地区をフィールドに「子どもから高齢者の包摂型のまちづくり」をテーマに一般社団法人タウンスペースWAKWAKの業務執行理事兼事務局長として微力ながら日々実践を重ねております。

私は2002年からアメリカ・サウスダコタ州にあるアメリカ先住民ラコタ族の居留区を毎年訪れ、ラコタ族と共に生活し約17年間親交を重ねてきました。ラコタ族は長年のアメリカ政府からの迫害や差別の歴史の結果、生活、教育水準ともに非常に悪循環におかれています。しかしながら、その中でも少数の伝統派の人々が、独自のアイデンティティを守り伝承しようとしています。とりわけ若者の自殺率や荒れが深刻な状況な中、独自の伝統的儀式を継承することでその若者たちがラコタ族としてのアイデンティティを取り戻していく姿に感銘を受けました。

そして、自らもラコタ族の伝統的儀式を14年間体験し、自然観や精神性にも深く触れてきました。アメリカ先住民やアメリカ南部での黒人やさまざまなマイノリティとの出会いの中で彼らがマジョリティの社会の中で置かれている現状を見てきました。その中で、「差別と全般的不利益の悪循環」をいかにして超えていくのかという課題解決とともに、マイノリティがいかにしてアイデンティティを獲得していくのかということも考察してきました。

2008年から高槻市内において高槻市や市教育委員会の人権啓発業務に携わったのち、2016年に独立、高槻市富田地区を拠点に活動を再開しました。私のまちづくりを行う中での信念は「被差別部落が長年培ってきた教育やまちづくりの実践は何ら卑下することなく様々な社会課題の解決に活かせる」ということです。

昨今、日本中で話題となっている「子どもの貧困」の課題解決の一つとしてタウンスペース WAKWAKでは、生活困窮をはじめさまざまな

課題をもつ子どもたちを対象に学習支援活動や二つ子ども食堂（地域に住む誰もが参加できる交流拠点としての共生食堂と様々な課題をもつ子どもたち少人数を支えるケア付き食堂）を運営しています。この取り組みが根づいた背景には地区においてこれまでの実践から育まれてきた人の資源、地域に根づいた包摂の文化（社会的弱者を見捨てず支える文化）が基盤となっています。また、この取り組みは先進的な事例としてNHK全国放送「地域魅力化ドキュメント ふるさとグングン」にも2年続け取材を頂き放映されました。このことから「子どもの貧困」をはじめとする様々な社会課題の解決にこれまでのノウハウを活かせることを確信しています。

今後は、関西大学人権問題研究室の皆さんから多くのことを学ばせて頂きながら、これらの課題に取り組み研究・教育活動に励みたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（委嘱研究員）



## 仲間恵子

2018年度より研究員となりました。よろしく願い致します。

2015年11月に千里山キャンパスで開催された「第35回『地方の時代』映像祭2015～新たな地域主義を求めて～」以来、久しぶりに関西大学へ足を運びました。映画祭の関連企画だったパネルトーク「オーサカとオキナワ」にアドバイザーとして参加しましたが、広いキャンパスで迷子になったことを思い出します。

私は1991年から2013年まで大阪人権博物館で学芸員として働いていました。1985年に設立された人権をテーマとした日本ではじめての人権博物館でしたが、2013年、当時の橋下大阪市長から「人権に特化」としていると批判され、大阪府市からの補助金は打ち切られました。振り返れば、あつという間の23年間でしたが、在職中は、さまざまな差別問題を学ぶ機会に恵まれました。今日、セクハラや「#Me Too」運動といった言葉が広まっているなか、セクハラに曖昧な態度だった自分には忸怩たる思いがあります。

博物館では1995年以降は、展示のリニューアルにともない自らのルーツである沖縄のコーナーを担当していましたが、20年ほど前は「沖縄と差別が結びつかない」という声が沖縄にも

ありましたが、現在、不幸なことにそうした声は聞かれません。2016年5月、橋下徹前大阪市長が、米軍属(元海兵隊員)女性死体遺棄事件について、2013年に主張し、国内外から批判を受けて撤回した「米軍犯罪抑止に風俗活用」をあらためて展開したことに沖縄では多くの批判の声があがりました。「米軍犯罪抑止に風俗活用」という主張は、大阪市長時代の2013年に慰安婦問題と絡めて発言されたもので、予定されていた姉妹都市サンフランシスコ市への訪問を拒否されています。同年10月には、沖縄県東村高江のヘリパッド移設工事現場で、大阪府警から派遣された機動隊員が、工事に抗議する人たちに「どこつかんどんじゃ、ほけ。土人が」「黙れ、こら、シナ人」などの差別発言。これに対して松井知事がツイッターで「表現が不適切だとしても、府警の警官が一生懸命、職務を遂行していたのが分かった。出張ご苦労様」と投稿。また大阪からなのかと暗澹たる思いがしました。

1972年5月15日に沖縄の施政権が日本に返還されて以来、米軍兵士による凶悪犯罪は、殺人・強盗・強姦・放火など574件も発生しています。1995年に3人の海兵隊員によって12歳の少女が強姦され、抗議の県民総決起大会には8万5000人が集まりました。会場は静けさのなかに怒りが充満していて息が詰まりそうでした。米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の見直しを訴えた集会から21年後の2016年、県民の訴えについて

根本的な問題の解決がないまま、米軍属に女性が殺害され、沖縄へのヘイトが広がっています。大阪府知事や前大阪市長の言動は、それが容認されると思ってこそのものでしょう。

相次ぐセクハラ発言、被害者を愚弄する発言、撤回する際の「女性を蔑視しているわけではないが」という言い訳。これも容認されると思っての発言でしょう。知性と倫理観が欠落しているような気がします。

昨年11月から末期癌で在宅療養していた母が今年1月末に亡くなりました。以前、室報の書評に取り上げられたミリネ編 皇甫康子責任編集『家族写真をめぐる私たちの歴史』（お茶の水書房、2016年）に若かりし頃の両親の写真と母のことを記しました。母は「いい思い出になった」

と言ってくれましたが、写真の撮影場所について確認すると、父と母で食い違い、いつものように揉めていました。訪問医師以外のケアマネジャー、訪問看護師、介護福祉士は女性で、最期まで家族も含めてサポートしていただきましたが、みなさんに本を見せていたそうです。母に頼って暮らしてきた父が一人遺され、百箇日を過ぎた今も大黒柱を失った家はててこ舞の日々です。私もずいぶんと母に頼っていたのだと今さらながらに思います。

最後は私事になってしまいましたが、まだまだものの見方、考え方を鍛えていきたいと思えますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。（委嘱研究員）



## 宮田りい

今年度新たに設置された制度「非常勤研究員」の第1号として、関西大学人権問題研究室ジェンダー研究

班に参加させて頂く事になりました。

私は、関西大学文学部の多賀太教授のもとで男性学を学ぶため、2009年に同大学文学部に入学し、卒業後は同大学大学院文学研究科博士課程前期・後期課程へと進学を続け、2018年3月に修了しました。大学・大学院では、トランスジェンダーの生活史という観点から、「男／女」や「心／身体」といった二分法では捉えきれない当事者たちの重層的かつ動的な性のあり方に注目してきました。また、社会活動としては多様な性のあり方とセクシュアルヘルスへの関心から、2009年以降セクスイワーカーの健康や安全のために活動するグループSWASH（SexWorkAndSexualHealth）のメンバーとして、さらに2013年以降男性とセックスする男性の性の健康増進のために活動するグループMASH（MenAndSexualHealth）大阪のスタッフとして、団体運営やイベント開催、調査研究などに関わってきました。今年度は公益財団法人エイズ予防財団のリサーチ・レジデントに採用されたため、大学・大学院生時代に学んだ社会学的手法や上記の社会活動を通して学んだ知識・情報を活かし、スティグマなどからHIV／

AIDSに対して脆弱な状況に置かれやすい人々の実態を明らかにすると共に、それをもとにして有効な介入手法の確立に寄与したいと考えています。

ところで、私は20代半ば頃までどちらかと言うと勉強や読書が苦手だったのですが、そのような私が学問の道を志そうと思ったのは、男性学の存在を知ったからでした。それまで、周囲から期待される性のあり方に対してモヤモヤとした違和感のようなものを覚えてきた私は、あるイベントを通して男性学と出会い、そこで「男らしさの抑圧」に苦しむ男性もいるということを知り、「自分のモヤモヤはこれかもしれない」とインパクトを受けました。当時から、心身の性が一致しない「性同一性障害」という病気については知っていましたが、私の場合は出生時に割当てられた男という性別カテゴリーを長らく当然視していたことや、どうしても性別適合手術を受けたいと思わなかったことから、「このモヤモヤとした違和感のようなものはいったい何なんだ」とすごく悩んでいたのです。しかし、男性学を学べば、そうした悩みを解明出来るのではないかと考えたのでした。

今年度、関西大学人権問題研究室ジェンダー班の一員になったことで、関西大学・大学院に通う学生さんたちが性のあり方に関わらず安心して学ぶことが出来る環境づくりに少しでも役立ちたいと考えています。どうぞよろしく願い致します。（非常勤研究員）

## 2018年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場・時間
93	5月25日(金)	部落差別をはじめとする社会的課題の実践的解決 「高槻富田地区における包摂型のまちづくり」	岡本工介 (委嘱研究員)	尚文館 マルチメディア AV大教室 (※95回のみ、 尚文館501講義室)  午後1時～ 午後2時30分
94	6月22日(金)	非転向を貫いた朝鮮語学者たち －朝鮮語学会事件を考える－	熊谷明泰 (外国語学部特別契約教授)	
95	10月26日(金)	人と社会をむすぶソーシャルネットワークを社会的に再検討する －総合的社会認識の福祉教育の可能性－	西川知亨 (人間健康学部准教授)	
96	11月30日(金)	セクシュアル・ハラスメント30年 －何がどう変わったのか－	石元清英 (社会学部教授)	

### 編集後記

今年度は新たに4名の新研究員を迎えてのスタートとなり、各研究員にはこれまでの多彩な研究活動と今後の抱負を述べていただいた。今号では障害研究班の倉田研究員が開発に取り組まれてきた生活支援機器「トレーニング用足踏み式車いす」のその後の動向として、普及に際し直面している諸問題をご報告いただいた。研究成果を現場に還元していく上での協力者の得にくさという実情が知られることは、今後少しでも早くユーザーの手元に届けるために必要な現場の理解を得ていく上で重要である。人種・民族問題研究班の宮本研究員からは、浜松市での多文化共生に向けた2つの実践に関する調査報告がなされた。外国人住民をゲストとして受け入れるだけでなく、共生社会の充実に向けて外国人住民自身に主体的に地域活動に参画してもらうことを可能にする体制作りを行うという視点の重要性が指摘された。同研究員が課題としているように、外国人住民の子どもたちの受け入れに対する地域づくりが重要であり、教育面での充実も図っていかねばならない。

最後に、研究室の動向として、砂澤ビッキ氏による木彫作品の展示や、源淳子先生の新刊書籍についてもご紹介いただいた。多様性への認識が改めて問われている現在、本研究室のさまざまな研究活動がその理解の一助となることが期待される。

(加戸陽子)

関西大学人権問題研究室室報 第61号  
2018年9月30日発行  
発行／関西大学人権問題研究室  
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号  
電話 (06) 6368-1182  
FAX (06) 6368-0081  
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>